

◆在宅医療 DX 情報活用加算に係るお知らせ◆

在宅医療 DX 情報活用加算に関して

当院では、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用し、電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービス等、医療 DX による質の高い医療を実施するための十分な情報を取得する体制を整備しています。

**正確な情報を取得・活用するため、患者さんにおかれましては
マイナ保険証のご提示にご協力お願い申し上げます。**

医療情報取得加算に関して

当院では、診療情報を取得する体制として、オンライン資格確認システムを利用し、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。国が定めた診療報酬算定要件に従い、令和 6 年 12 月 1 日より、下表のとおり医療情報取得加算を算定しています。

区分	診療報酬点数
初診	1 点
再診(3 か月に 1 回)	

なお、ご不明な点は 1 号館 1 階、医事課総合受付までお問い合わせください。